

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 曲技飛行等の許可
- ② 手続根拠 : 航空法第91条第1項ただし書
- ③ 手続対象者 : 当該許可を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせください
- ⑤ 提出方法 : 提出先にお問い合わせください
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせください
- ⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせください
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

① 提出先 :

- (1) 管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものにあつては、当該許可を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所

(連絡先) https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000058.html

- (2) 曲技飛行及び航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものであつて、上記以外のものにあつては、

東京航空局保安部運航課 03-5275-9321

大阪航空局保安部運航課 06-6937-2780

- (3) (1) 及び (2) 以外のものにあつては、

国土交通省航空局安全部安全政策課 03-5253-8111 (内線50135)

② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください

③ 相談窓口 : ①と同じ

3. 手続情報

① 審査基準 : 提出先にお問い合わせください

② 標準処理期間 : 20日間

(提出先が国土交通省航空局安全部安全政策課の場合にあつては、2～4週間)

③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)